	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	市報について	回答をいただきましたが、やはり納得できません。市報の作成募集期間を考慮し、公募はしない云々と書かれていますが、それが市役所職員の家族身内等を使う言い訳になるのですか?あらかじめテーマを決めそれに応じて公募すればいいだけで、あなた方の既得権益を奪われたくないだけの言い訳にしか聞こえません。そんなに市民から意見を言われるのが不愉快ですか?くだらない足上げおばさんとか、子供の顔のアップ写真等自分達の価値観を押し付ける表紙を掲載し、意見を書かれると参考にしますといい、結局何も変わらない、これが何年も続いています。何同も言いますが、市報に吹田らしさがありません。職員の方は吹田が嫌いなのですか?地元の人はいないのですか?いなくてもどこの市でも使える写真ばかりでそれを市報の表紙として市民の税金で行う必要がありますか?写真のモデルも市の関係者等や施設でたまたまいた人を使う、これは公平公正ではないと思いますが・・・。再考を求めます。	市報の表紙デザインにつきましては、前回も回答いたしましたとおり、 特集内容や季節などテーマを決めて作成しております。 市報の内容はできる限り最新の情報をお届けするために、印刷直前まで内容を精査しており、あらかじめテーマを決めて写真や人物を公募することは困難であると考えております。 吹田らしさにつきましては、特集や季節などのテーマに応じて、より吹田らしさを伝えていけるように努めてまいります。 いただきましたご意見を参考に今後の市報作成に努めてまいります。	広報課	R3.11.18	R3.12.2
2	江坂駅前の街 路樹に巻き付け た電飾について	江坂駅前東急ハンズの前の通りの街路樹の電飾は必要でしょうか。そもそも24時間営業のスーパーや深夜まで開いている飲食店があり明るい地域の中で木に電飾をくくりつけ明るくしても目立ちませんし綺麗でもありません。木は痛まないのでしょうか。設置費用や電気代はいくらかかっているのでしょうか。やめていただきたいと思います。	江坂駅前のエスコタウンにて実施されている「エスコタウンイルミネーション」は、昨今のコロナ禍で暗い街の雰囲気を明るくしようと、エスコタウンイルミネーション実行委員会が主催となって実施しております。 樹木への影響につきましては、同委員会から一時的な電飾の巻き付けであるため、影響はないと聞いております。 また、費用につきましては、同委員会の負担となっております。	シティプロモー ション推進室	R3.11.29	R3.12.2
3	吹田市立小中 学校でのプログ ラミング教育に ついて	子供が吹田市立の小学校と中学校に通っていますが、2020年から文科省が必修化したはずのプログラミングの授業をやっているように思えません。月に1度ほどの頻度でパソコンでタイピングを学んだりすることはあるようですが、他の吹田市立の小中学校の知り合い保護者に聞いても同じようなものですがプログラミングの授業をやっている学校は実際にあるのでしょうか。モデル校のような形で取り組みそれを全体に波及させるような形に今なっているのでしょうか。プログラミング教育の普及のタイムスケジュールがあれば教えて下さい。	プログラミング教育は、プログラミングを体験させることのみを指すのではなく、学習の基盤となる資質・能力と位置付けられている情報活用能力を育成する中で、発達の段階に応じてプログラミング的思考を育成することであると捉えています。 そのために、小学校段階では、身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付かせるような学習を、各教科等の内容を指導する中で実施しています。中学校段階では、社会におけるコンピュータの役割や影響を理解するとともに、簡単なプログラムを作成できるようにすることが求められており、技術・家庭科において、プログラミングの体験ができるソフトが導入されておりますが、実施時期や頻度については、カリキュラムや児童・生徒の学習状況に合わせて、学校ごとに計画されています。教育委員会といたしましては、プログラミング教育のカリキュラム例等を各校に示しながら、推進校等の具体的な授業実践について発信し、より充実したプログラミング教育が実施できるよう取り組んでいるところです。	学校教育室	R3.11.29	R3.12.2

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	3回目のワクチ ン接種	3回目のワクチン接種の計画について教えてください。 当方、2回目を6月に接種しました。	新型コロナウイルスワクチン3回目接種につきましては、国が示すとおり2回目接種後から原則8か月経過された方から接種券を発送することになります。 〇〇様におかれましても、2回目接種後から8か月経過後に接種券が発送される予定ですので、しばらくお待ちください。 (2回目接種が6月なので、令和4年2月中にはお手元に届くかと存じます。) 申込みについても、今後、市報やホームページ等でお知らせしていきますので、御理解いただきますようお願いいたします。		R3.11.26	R3.12.3
5	道路に関する不良のお願い。	1)電柱に取り付けの「交通安全の巻付けシート看板」の文字が退色、白色化で文字が消えています。 ・千里山西5―5―6。 ※3/2に市に同様の不具合ケ所18か所の情報提供をしております。 2)街路灯が昼間も点灯。電気の無駄な使用。 ・千里山駅〜第一噴水間の3基。 ⇒道路向かい側の街路灯は、正常に消えています。 ※1/22に市にメールをしたケ所です。 3)外灯が夜間に点灯していません。 ・山手町1―1 JR西研修センターの西側。 ※LED照明は、寿命が長いといわれているのに何故? 4)道路の側溝内に土砂が堆積、草が生えています。雨天時には家屋側の雨水は、全て道路に。歩道の通行者は、車の泥はね運転の被害が・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	シート看板につきましては、現地調査し適切に対応いたします。 (担当:総務交通室) 2) ご指摘いただいた不具合箇所について、昼間は消灯し、夜間は点灯するように調整中のため、現在は昼間も点灯したままになっております。 (担当:道路室) 3) ご指摘いただいた不具合箇所について、暗さを感知するセンサーである自動点滅器を交換し、正常に点灯することを確認いたしました。	市民課、総務交通室、道路室	R3.11.24	R3.12.6
6	市内での歩きタ	11月25日13時頃、北千里駅付近の公社2棟付近の歩道で作業員風の男が4、5人歩きタバコをしていた。 職員の巡回の上、注意、また当該道路や公社2棟付近に張り紙お願い します。	御指摘の北千里駅周辺の公社2棟付近につきましては、今後の指導 員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R3.11.26	R3.12.6

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	吹田市の施設憩いの家	調べると事務員を雇っていたり、消防設備点検とかで毎日フラフラっと他から来る人が多分30分ぐらいの点検?か何かわからない見回りで、年に300万の給料が支払われていたり、税金の無駄遣い以外の何物でもないじゃないですか? 後、私がなぜ調べるに至ったかと言うと、植木の剪定を年に2回ぐらいやってるのですが、業者がチェンソーを使って一日中するので、騒音でテレビの声も聞こえないと憩いの家に苦情を入れたのですが、一向に改善しない!シルバー人材センターを使って手で剪定するとか、困っている人達に協力するとか方法はいくらでもあるはずと提案しても改善しようともしない?業者と癒着してるのかとも疑いたくなる! 施設自体、月に一度、それも何時間か稼働してるような状況で、維持	当該施設では、設置目的に基づき、講座の開催等を行っています。利用者からは、講座で教養が向上した、毎日楽しく利用している、という声をいただいており、施設利用をきっかけに高齢者の教養の向上、生きがいづくり等に繋がっていることから、施設の必要性はあると考えています。	高齢福祉室	R3.12.3	R3.12.8
8	誤った道路標	千里山駅の南側の踏切の西側に、T字路の道路標識があります。ここはT字路ではないので誤った標識です。このことを大阪府警に連絡したところ、この標識は市の管轄なので市に連絡するとのことでした。これが10月6日のことです。その後すぐに大阪府警から吹田市に連絡があったことと思います。それから2ヶ月経ちましたが、未だに標識は撤去されていません。誤った標識が放置されていることに交通安全上の危険性があることは言うまでもない筈ですが、いつ撤去する予定なのかお教えください。※誤った標識が設置されている理由は尋ねておりません。	ご対応が遅くなり申し訳ございません。当該標識は誤っていますので、 早急に撤去いたします。	道路室	R3.12.7	R3.12.10
g	後藤市長の嘘 暴言が世界に 拡散	大きな樹々は酸素供給などしていないので「伐採する」・・・ 後藤市長は〇〇大学で税金使って何を学んだのか。 担当教授は啼いている 後藤市長の暴言暴挙が世界中に伝播されるであろう。	ご指摘いただいております市長の発言に関しまして、「大きな樹々は酸素供給をしていない」と発言したのではなく、樹木の二酸化炭素排出量は一定の成長を遂げた後に増加する旨の発言したものであり、公園樹木の伐採に関しましては、酸素供給量により判断するものではございません。	秘書課	R3.11.29	R3.12.13

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	災害情報電話について		回答①アナウンスは❶災害が発生したとき❷火災が鎮火したとき❸災害が誤報と判明したとき❹災害が終了したときに更新されます。なお、災害終了のアナウンス30分後には完全に終了し、「現在災害は起こっていません」というアナウンスに戻りますので、過去の終了した災害についてのアナウンスはありません。アナウンスを実施する災害は、吹田市で発生している火災、救助及び警戒(火災・救助以外)ですが、警戒のうち救急に関する災害については対象外としています。また、災害により避難が必要な方々や付近住民の方々には、消防職員が車両や携帯の拡声器を使用して現場広報を実施しております。回答②ホームページの掲載方法等を含め、今後検討してまいります。回答③通話料に関しては、Web閲覧でも若干のパケット通信料が発生しますが、今後の検討課題としてまいります。現在、他の自治体で行われているWebでの公表は、指令システム(災害出動車両等を決定し、指令をかけたと同時にホームページと連動して災害状況が掲載されているため、出動指令等をかけたと同時にホームページと連動した指令システムを導入していないため、リアルタイムの情報をホームページ等に掲載することは実施できません。今後のシステム整備の検討課題としてまいります。貴重なご意見ありがとうございます。	指令情報室	R3.12.6	R3.12.13
11	ドッグスペース について	吹田市にはたくさんの素敵な公園がたくさんあり、子供たちにとってとてもいい環境だと感じています。 しかし、広い素敵な公園があるにもかかわらず、犬が気持ちよく走り回れるところはありません。北公園にも、犬を放さないでくださいいう看板があり、走り回ることができません。 北公園の一角でもいいので、ドッグランを作っていただきたいです。 いつも、犬の散歩中に、ドッグランがあったら、走らせてあげられるにねって話します。犬が走り回れる、柵で囲われたスペース(この中でだけならリードを離してもいいというスペース)が作っていただきたいです。 藤白台に点在する、遊具もほとんどない、手入れされていない公園をドッグ専用にしていただくなど、どこか犬が自由に走り回れるところを作っていただきたいです。 ご検討よろしくお願いします。		公園みどり室	R3.12.13	R3.12.14

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	マイナンバー カード受け取り 時について	先週子どものマイナンバーカードを受け取りに行った際に対応された職員の態度にとても嫌な思いをしました。子どものマイナンバーカードの本人確認書類をマイナンバーカードで出来ると思いそちらに伺ったのですが、職員の方に「健康保険証と子ども医療証を出してください」と言われ、持ってきていない旨を伝えたら即座に「それでは発行できません」と言われました。マイナンバーカードが本人確認書類の一つに挙げられている、と伝えたところ「期限が切れているので無効です。運転免許証も内効期限が切れていたら本人確認書類としてつかえないですよね?」と小ろ、担信しずるように言われました。一緒にその場にいた中学生の息子も「言い方がすごく失礼に感じた」と言っていました。子どもでさえ「失礼だ」と感じる態度を取るような人が、どうして窓口にいらっしゃるのでしょうか。他の方が私のような思いをされないよう、職員の対応態度の改善を求めます。	で大変不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ございませんでした。 マイナンバーカード交付受付窓口につきましては、当市より民間委託事 業者へ事務を委託しておりますので、委託事業者の責任者へ本案件を 伝えた上で、市民対応における接遇を研修・指導し応対した職員を含め	市民課	R3.12.13	R3.12.20
13	子育て世帯へ の臨時特別給 付金、児童手当 の仕組みにつ いて	標題の件、所得制限を設けることに大いに疑問を感じます。「子育て世帯への」となっているにも関わらず親の所得によって、同じ吹田市民であるこどもの間で不公平感が出ることについてどう考えておられますか?政府の子育て世帯への10万円給付でも問題になった所得制限ですが、吹田市でも同じようにおかしなことをされるのですか?この給付は何の目的で行うものなのかをはっきりさせてください。そして、所得制限を設けるなら世帯年収で線引きをしないと不公平です。そんな制度なら無い方がよっぽど良いと思います。給付目的の明確化と所得制限の線引きについて公平性が担保できるように制度設計をすべきです。同じく、現在の児童手当の所得制限に関しても早急に改善して頂きたいです。	この度の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給するものです。また、本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。次に、児童手当の所得制限については、児童手当法第5条に定められていることから、児童手当がより良い制度となるよう国に要望してまいります。	子育て給付課	R3.12.7	R3.12.21
14	入院が月をまた ぐ場合の高額 医療費の限度 額について	この度、同居家族が網膜症の手術をしました。その際、入院が2か月に渡ることから、高額医療費の限度額を超えず、自己負担額がかなりの負担となっています。障害者で年金生活者の為、なんとかならないでしょうか。	己負担限度額を超えない場合は、月ごとに自己負担割合(1~3割)に応	国民健康保険課	R3.12.14	R3.12.21

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	千里北公園内 の自転車通行 禁止について	上山田から三色彩道に抜ける千里北公園内園路での危険な自転車通行が減っていません。 自転車通行禁止の看板を立てて下さったようですが、全く効果を発揮していないように思います。看板を読んで従うことができる方はそもそも危険な運転をしないと思うので無駄ではないでしょうか。 公園入り口の柵を自転車を通行できないようなものに変更する等きちんとした、物理的な対応をしていただきたいです。 また、付近の大学、高校等の学生・生徒・職員とみられる方の通行が特に多く見受けられますので連携して何らかの対処をしていただきたいです。	ご要望いただきました園路につきましては、車いすやベビーカーなどが 通行できるよう、出入り口の車止めの間隔を確保する必要があり、自転 車を降りて押して歩くことまで禁止している訳ではないことから、物理的 に自転車が通ることができないようにすることは困難です。そのため、啓 発看板の設置や、付近の学校にも再度協力を依頼する等、啓発を行っ てまいります。	公園みどり室	R3.12.14	R3.12.21
16	続・阪急吹田駅北口・駐輪場の柱下部のコンクリートが欠損で歩行者が危険	昨年9月14日に「駐輪場の柱下部のコンクリートが欠損したままで、コンクリートの角が尖っており歩行者が怪我をする恐れが…」の投稿をして、段ボールで仮処置をされていますが、1年余りが経過しており、段ボールの劣化も見られ街の美観を損ねています。また段ボールを固定のベルトも2本が1本になっており、本格改修を速やかに願います。	「阪急吹田駅北口・駐輪場の柱下部のコンクリートが欠損で歩行者が危険」につきまして、昨年9月に〇〇様の御指摘を受け現地を確認し、応急的に危険回避のため段ボール等で処置を施しましたが、御指摘のとおり劣化しており美観も損ねておりますので、早急に再度応急的ではございますが処置を施し、併せて本格改修の準備を進めておりますのでご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。 この度は貴重なご意見を頂きまことにありがとうございました。	総務交通室	R3.12.14	R3.12.22
17	資源ゴミの回収 について	月2回の資源ゴミ回収のあった日に、収集場付近に割れたガラス(びん)が散乱しているので以前に事業課に直に連絡して改善をお願いしたにも関わらず、今日帰宅する時にC17棟の収集場所付近にたくさんガラスが散乱していました!改善して下さい!ガラスの破片がたくさん飛び散っていて子供が手でも付いたら危ないし、自転車のパンクの原因にもなります!どんな状況か一回夜に見に来て下さい、昼間よりも夜の方がキラキラと目立ちます。結構な量のガラスが散乱しています。以前にも回収容器の改善をお願いしたのですが、改善されてないんでしょうか?事業課の人はもういいです、話になりません、本庁の職員さんが状況を見に来て下さい、よろしくお願いします。	現地確認を行い収集時に落下した可能性のあるガラス片を確認いたしました。 以前にご指摘いただいてからは、より注意をして収集作業を行ってまいりましたがこのような事案が発生しご迷惑をおかけしたことについて大変申し訳ございませんでした。 再度、資源ごみの収集を担当する職員に対して厳重に注意するととも	事業課	R3.12.15	R3.12.22

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
18	市営新佐竹台 住宅内の無断 貼り紙について	市営、新佐竹台住宅の住民です。先日から、新佐竹台住宅1棟の駐輪場に、またまたまた誰が書いたか分からない「無記名の」手書きの貼り紙が、赤いコーンに巻かれた状態で貼られているので、その写真を送がっると共に、通報します。なんでも『自転車で通行した女性と歩行者に。この貼り紙「無記名」なんです。いつ、誰が書いたのか貼ったのからない。だからこれは「無断」貼り紙なのです。無断貼り紙は、内においたのの通達により禁止されています。住宅政策室は住宅内におルー分がを立からの通達により禁止されています。住宅政策室は住宅内におルー分を下された注意してるんですけどねえ。これを貼った人、自らルー分のを正さないと、誰も聞きません。それとも、この貼り紙は住宅政策でしたるんですか?そうだとしたら、なぜ住宅政策室の記名や過程を入れないのですか?もしかして住宅政策室の記名や追及をしたいですか?実はもう一週間も、この無断・無記名貼り紙が、彼らはてるんですか?実はもう一週間も、この無断・無記名貼り紙が、彼らでは、方から、住宅政策室から委嘱されてる、住民管理人がいますが、役に動かならてはいてるんですか?実はもう一週間も、この無断・無記名貼りますが、彼らはによったいは、そう言われても仕方ないでは、まないではよって、ほよいなくていったいは、そう言われても仕方ないですよね?管理人が貼らものなら、大」と、行き地によってもいました。でも、何度も住宅政策室へ通報といるや日付も入れるはずですよねえ?こういう無断貼り紙は、名じゃなくてちゃんとルールにのっとって「住宅政策室」とか「管理人が書いたものじゃないですよね?でも、何度でも住宅政策室へ通報もしてますが、また起こってしまいました。でも、何度でも住宅政策室へ通報もしてますが、また起こってしまいます。管理人は何も仕事してない、また管理人任命責任を問います。管理人は無記名の貼り紙を認めても、また管理人任命責任を問います。管理人は無記名の貼り紙を認めてすか?	可した貼り紙ではありません。 許可のない貼り紙については禁止しておりますので、撤去いたしました。 た。 住宅管理人につきましては適正に業務を遂行いただいているものと考えておりますが、今後も同様の事案が発生した場合には速やかに対応いただくよう申送りしました。	住宅政策室	R3.12.17	R3.12.24

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	大人による吹田 市民に対しての	たのでその後についてはわかりません。コンシェルシュさんについてのチランを配布してからいじめは始まっています。コンシェルシュさんの事で秘書課に電話した所、沢山の方からクレームをもらっています。今後は廃止、別な事にかえるか検討しています。との回答でした。議員さんに確認をした所、沢山の市民の方からクレームもあり、議会で取り上げていますとの事で、みんな同じ事を感じている事を確認した上でチランを手書きで書きました。いじめが始まったのはこの後からです。以前弁護士さんに相談した所、今後はどうされますか。。と聞かれ、ある弁護士さんに依頼しようと思って電話すると、今忙しいので後から電話しますと事務の方が言われていましたが、今だに連絡がきません。その弁護士さんは、吹田市の専属の弁護士さんだとわかりました。近くの花屋さんに行った日、会計をしている最中に60才以上の女性がお店の方に耳元で何かを伝えお店の方は合図を打ち、その次の日又そのお店に行ったら、今度は65才のコートを着た女性がお店に入ってきてすぐ外に出て行きスマホをし、誰かに連絡をしたのか男性が来て、この行為は別なとこでも同じ繰り返し警察を退職された方でしょうか。近くに監視するビデオを付けて、スーパーや行き先確認をするのは何故ですか???それらは、後藤市長が市長になってから市民に対して監視を続けています。27ァックスで返信お願いします。お忙しいとは思いますがよろしくお願い致します。	本市では、人権相談窓口を設けて、いじめなどの人権問題に人権擁護委員が御相談に応じています。秘密は厳守されます。(予約制・無料)なお、法務局でも職員や人権擁護委員が人権に関する御相談をお受けしています。詳細は以下のとおりです。 【面接による相談】 【予約制】毎週木曜日、午前9時30分~午前11時※第5木曜日及び祝日・年末年始を除く ※予約が必要です(人権政策室:06-6384-1513)場所:吹田市役所本庁舎内 (吹田市泉町1丁目3番40号阪急千里線吹田駅下車すぐ) 【法務局による電話相談】みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤル】電話番号:0570-003-110(ゼロゼロみんなのひゃくとおばん)受付時間:月~金(祝日、年末年始を除く)午前8時30分~午後5時15分	人権政策室	R3.12.20	R3.12.24
20	「関西大学千里 山キャンパスに おける健康増 進法29条違反 について」	吹田市保健所御中 過去に何度も指摘していることですが、関西大学千里山キャンパスでは、以前と同様に違法喫煙が野放しにされています。規範意識の鈍麻した喫煙者が多数います。彼らが卒業後、社会に出て法律や条例違反の喫煙により他者に危害を加えるのかと思うと戦慄を覚えます。 12月20日15時過ぎ及び16時過ぎ、中央体育館横の特定屋外喫煙場所の区画の外で違法に喫煙する者が多数いました。違法喫煙者を囲むように談笑する者もいて受動喫煙が生じています。この他、学内の至るところにタバコの吸い設が投棄されていました。いずれも健康増進法29条違反及びその痕跡です。一度学内へと立ち入り検査して下さい。違法状態が野放しにされているが一目瞭然です。早く見にいって下さい。喫煙者からは過料を徴収すべきです。管理権原者の説明を鵜呑みにして騙されるのは止めて下さい。	お問い合わせいただきました内容について、当該施設の管理権原者に対し確認いたしました。 喫煙の問題については学内においても重点的に対処すべき問題と捉えており、特定屋外喫煙場所の区画の外での喫煙を防止するため、年度内に喫煙所の改修に着手していくとのことであり、引き続き学内外の巡回指導及び周知啓発の強化をお願いしております。	健康まちづくり室	R3.12.21	R3.12.27

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	住所地特例制 度と を 療費 助成 制度に ついて	以前母は吹田市の一般住宅に居住していたが、現在は大阪市内にある高齢者施設に住民票を置いている。このような中で、令和3年11月1日付で、母が大阪市から発行を受けていた「重度障がい者医療証」の発行元が「住所地特例制度」により以前居住していた吹田市に変更になった。令和3年10月から母は病院入院しており、吹田市では大阪市と異なり入院時の食事代の自己負担に対する助成がないため、令和3年11月分から病院への支払いが高額になる見込みである。既に大阪市民である方に対して住所地特例制度を適用させたことは納得できないので、大阪府に「住所地特例制度」について問い合わせを行ったところ、「大阪市と吹田市で話し合って、大阪市で『重度障がい者医療証』を発行してもらえるか問い合わせるように。」「市民の方に不利益を生じさせる制度変更ではない。」とのことであった。なぜ、住所地特例制度を導入し、なぜ、既に大阪市民である方に住所地特例制度を導入させるのか。大阪市または吹田市でこれまでどおり入院時の食事代の助成を受けられるようにご配慮いただきたい。	このたびは、大阪府・大阪市及び吹田市にお問い合わせをいただき、ご負担をおかけしましたことをお詫び申し上げます。 御指摘の入院時食事療養費の助成制度につきましては、大阪市が独自に実施しており、大阪市が発行した「障がい者医療証」をお持ちの方が対象となっている制度ですが、本市においては該当する制度がございません。 一方、「重度障がい者医療証」を発行する「重度障がい者医療費助成制度」につきましては、大阪府の補助制度に基づき、大阪府内の各市町村が実施しております。また、「住所地特例制度」は、原則住所地の自治体が行う社会保障について、原則どおりに行うと施設が多く所在する市町村の財政負担が過重になることを理由に、施設等に入居される前の住所地の自治体が社会保障を行う制度であり、国民健康保険や介護保険でも導入されているものです。 大阪府の「重度障がい者医療費助成制度」においても、市町村間の財政負担の不均衡が生じていることから、大阪府と府内の各市町村が共同して改正を行い、令和3年4月1日からは高齢者向けの施設等も住所地特例制度の対象となりました。その際に、市町村間の不均衡を早急に是正するため、高齢者向け施設など、新たに住所地特例制度の対象になる施設に既にお住いの方につきましても令和3年11月1日から住所地特例制度を適用させることとなり、お母様もその対象となった次第です。 大阪府は「補助金交付要綱」により「重度障がい者医療費助成制度」における各市町村への補助制度により制度の実施内容等を定めております。大阪府の担当から「大阪市と吹田市で話し合って、大阪市で『重度障がい者医療証』を発行してもらえるか問いをかせるように」という返答があったとのことですが、大阪府の担当から「大阪市と吹田市で話し合って、大阪市で『重度障がい者医療証』を発行してもらえるか問い合わせるようによいう返答があったとのことですが、大阪市のより直接ではより、東度障がい者医療証の発行及び医療費の負担については本市がしたしかおます。また、吹田市に存在しない食事療養費の助成とついては、大変恐縮ではございますが本市では対応させていただくことができません。ご期待に沿ったお答えをできず誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますがよう類にはさざいますが本市では対応させていただくことができません。	障がい福祉室	R3.12.20	R3.12.28

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
22	道道イ白損鮮多かい。 の大学がなりでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	道路法。第3章:道路の管理。第4節:道路の保全等(道路の維持又は修繕)第四十二条に道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない…と定められております。 夜間は白線・白文字の車のヘッドライトの反射の効果が薄れ、また今の薄暮時期は学童保育の下校時間でも有ります。センターラインを越えての車同士の正面衝突事故の報道が毎月、数仲発生。降雨時は、更に危険をが増します。 万が一、交通事故が発生したケ所で、道路の維持管理の不適切による原因となった場合は、市の責任が問われる可能性が有ります。 画像1~3:横断歩道、停止線の白線部分が殆ど消えかかっています。 画像4:センターラインが、実線なのか破線なのか分からない箇所も有ります。夜間は特に。 画像5:路側帯の白線が消えかかっているケ所が多く有ります。 画像6:道路の「止まれ」の白文字の判読不可の箇所や停止線が消えかかっているケ所が有ります。 画像7:停止線が有りますが、「止まれ」の標識が有りません。設置の要否の確認を願います。⇒出口町35地先。 画像8:道路の「注意」の白文字が消えかかって判読不可のケ所が有ります。夜間は判読不可。 画像9:道路の「白文字」が消えかかって判読不可のケ所が有ります。 で間は判読不可。 方は 政の道路の「白文字」が消えかかって判読不可のケ所が有ります。 で間は判読不可。 一個像9:道路の「白文字」が消えかかって判読不可のケ所が有ります。 で間は判読不可。 「計31か所】 (1:吹田市は今年の3月に「片山町21号線の道路の舗装の第七により舗装の更新の工事」をされていますが、路面の状況は、他地区の道路と大差なく、上記の画像1~9の状況と比較した場合、工事の優先順位に疑問が生じます。 片山町21号線の道路の舗装工事は、令和2年度の期首予算で設定されていたのでしょうか、それとも期中計画されたものでしょうか?。 工事の優先順位の考え方を教えて下さい。 (2:今回、投稿の画像1~9の状況は、ごく狭いエリア内です。吹田市全域では相当な不具合ケ所が有ると推測されます。 ・このような不具合ケ所の把握はされていますのでしょうか?。 ・今後の改修計画を教えて下さい。令和4年度の予算要求に反映されていますでしょうか?	法定外区画線(外側線、文字等)の劣化、摩耗進行は交通条件や道路幅員等に影響するため設置箇所により異なります。よって日常のパトロールや市民の方の通報等により順次補修をおこなっていきます。停止線、横断歩道については所管が警察になるので吹田警察に報告します。改修工事計画はございませんが、区画線の設置(新設、補修)のための予算要求はおこなっております。	道路室	R3.12.14	R3.12.28
23	子育で世代10 万円給付の件 (所得制限)	先日自治体によっては子育て世代への10万円給付に対する所得制限を設けなくて良いというニュースがあったかと思います。私は一律に所得が多ければ裕福、低ければ貧困というわけではないと考えております。(例えば親からの支援の有無、持ち家の有無等)むしろ所得制限があるため、普段から児童手当を受け取れない世帯の方が苦しいというパターンもあるかと思います。 今後吹田市として所得制限を外すことは検討されているのでしょうか。吹田市は子育てに対してとても手厚い印象を持っており、日々助けられております。ありがとうございます。	9日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活	子育て給付課	R3.12.15	R3.12.28

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	座位保持イスの 昇降機能につ いて	方や昇降機能の条件を変更していただかないと、私だけでなく障がい児	昇降機能付き構造フレームにつきましては、原則として、その機能を使用することにより自力乗降が可能となる方や、その機能が生活面においてどうしても必要であるという理由のある方が交付の対象となります。また、学校の机や食卓テーブルの高さなど使用環境が異なる場合におきましては、基本的に机やテーブルの高さなど環境因子を調節することが優先され、昇降機能の付加による利便性の向上や介護者の負担軽減という理由のみでは、現時点において交付を認めておりません。何卒御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、大阪府にも問い合わせをいたしましたが、当該事案について交	障がい福祉室	R3.12.15	R3.12.28
25	18歳以下給付 金の所得制限 について	吹田市は18歳以下給付金10万円の親の所得制限は撤廃しないのでしょうか。大阪でも岬町は制限無しですべての18歳以下に配布するようです。子供が三人おり所得制限で児童手当も月5千円のみ、暮らしは得に楽ではありません。夫婦合算で1900万円所得があってももらえるのに一人が960万円越えたらもらえないこの不公平な仕組みを吹田市は採用するのですか?子供のためのお金なのに今の親の収入で差別するのがいじめのようです。吹田市も所得制限を撤廃して下さい。	の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給	子育て給付課	R3.12.16	R3.12.28

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	子育て世帯への強について	所得制限反対 国が決定した18歳以下への10万円給付について強く怒りを感じている。なんでもかんでも 所得制限、所得制限。もう聞き飽きた。子どもが生まれ、慣れない育児で不安定な精神状況の 中、児童手当の所得制限の事を知った。当時の担当者は「ほとんどの方は対象となるので所 得制限は気にしなくていいですよ」と言った。年収を提示すると「あっすみません。一応このよう な制度となっております」と訂正した。「ほとんどは受け取れるんだ。何で親の所得で子供が差 別されるの?」と強烈な違和感を抱いた。その後も、累進での保育料。最大の8万円越え。未満 児が2人いたら、12万円超え。平均保育料の乖離が基だしい。パート代のほうが安いのではな いか?そして、高校授業料無償化。所得制限対象世帯は公立高校の授業料すら自腹。かた 、所得制限内は私立まで無償化ときた。意味が分からない。実際、無償化対象世帯から、「勉強しなくても私立いけるから受験勉強は無理にさせない」などと言った何のための無償化な のかわからない声や、「落ちても実質無償化で私立に行けるから公立をワンランク上げてが終する」という声が聞こえ、所得制限世帯は「私立に行けるから公立をワンランク上げていな い。しかも、かなり理不尽な理由で、大学の奨学金だって、親の年収が1000万円相当以上だ と、奨学金を借りることすらできない。年収があるからと言って必ず教育費を出せる世帯ばかり ではない。親自身に奨学金の返済があったり、家族が病気だったり、介護が必要だったり。実際、高額療養費制度にも所得制限があり、平均的には4600円だが、所得制限世帯はよいな ではない。親自身に奨学金の返済があったり、家族が病気だったり、介護が必要だったり。実 際、高額療養費制度にも所得制限があり、平均的には4600円だが、所得制限世帯はぶり ではない。親自身に奨学金の返済があったり、家庭が病気だったり、介護が必要だったり。実 と、表現・生き世帯が高による。程がは、第10年別でありた。現れでは、第2年別での決定、第2年日本の大学ではないか。第1000万円以上は配偶者控除もない。独身の時となんら納税額が変わらない。働けば働くほと、納税すればするほど・そんな中、今回の子ども10万円給付のニュース。最初は全員一律と報道されぬか喜び。かと思えば不公平極まりないと世帯のことを馬鹿にしすぎではないか。の上表はないので、第2年ではないが、今日の子ども10万円給付のニュース。最初は全員一律と報道されぬか喜び。かと思えば不公平極まりないと問題でありまのはもも建築した。もはや、自分の子どもは未来から国から応援されていないを認る「親が稼いでいれば、自力で頑張れ、ただし納税額ではい。活みだけの門題でありた。可能とないに終している、今からでも遅くない。 病得制限の撤廃を強く求める。市に財源が無ければ、自力で頑張れ、ただし納税は忘れずに」と、親のないでいれば、自力で頑張れ、ただし納税にあれずに」と、親のないでもない。ではないか高額が発していれば、自力で積減がないのではない。からでも変れないのではない。ないではないないではないないではないないではないないではないないではないないではないないではないないないではないないではないないではないないないではないないないない	また、本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられており、市独自で上乗せした部分は、国庫補助の対象外となります。本市では、限られた財源を有効に活用し、現世代に必要な支出と将来世代に過度な負担を引き継がないようにすることを考えながら、持続可能な財政運営に努めているところです。子どもに係る施策では、これまでも、子ども医療費助成の所得制限廃止や対象を18歳までに拡充する等、積極的に取組んで参りました。この度の御意見を踏まえ、今後どのような子育て支援施策が実施可能なのか検討して参ります。	子育で給付課	R3.12.17	R3.12.28
27	市報について 市長に読んでも らってください。 一市民からの お願い	前回頂いた回答ですが、やはり納得できません。なぜ市民は参加できないのですか?スケジュール云々とか言い訳してましたがやり方を変更すれば可能だと思うし、やり方を変更しないあなた方の怠慢としか聞こえません。自分達の仕事を市民に取られるのは嫌と公務員でなくても出来ますよこの仕事は。市民に指図されるのは不快としか取れない回答です。いつも言い訳で参考という言葉を使いますがいつ参考にしましたで考えた末の表紙が足上げおばさん、子供のアップ写真ふざけてませんか?市の関係者を使うのはおかしいです。現地で頼んだという回答もありましたが確認出来ないし、サクラの可能性もあり、信じられません。コロナ禍で市が外出の自粛を求めていた時も人物の写真があり、不信しかありません。このような人達に市民税を含め税金を払う気にはなりません。納税者として今までの品位のない写真や市の関係者の記念写真を載せるのはもうやめてください。吹田市らしさ市をアピールできる表紙を掲載してください。改善を切に願います。	市報の表紙デザインで、不信感を抱かせてしまい大変申し訳ございません。 すべてのご意見を取り入れることは叶いませんが、多くの人に読んでもらえるよう、より良い市報作成に努めてまいります。	広報課	R3.12.20	R3.12.28

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
2	子育て世帯10 8 万円給付につ いて		型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、児童手当の本則給付受給世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、国の支給要領に基づき臨時特別給付金を支給するものです。 また、本給付金は児童手当制度を活用して所得制限が設けられてお	子育て給付課	R3.12.20	R3.12.28